

## 一般社団法人日本臨床宗教師会 運営委員会細則

### (主旨)

第1条 本細則は、日本臨床宗教師会（以下「本法人」という）定款第39条に基づき、本会会員に関する人事案件と緊急対応について必要な諸事項を定める。

### (目的)

第2条 本細則は、本法人入退会、会員の種類の変更、役員人事と、緊急対応が必要な案件の審議について、その適正を期すことを目的とする。

### (倫理委員会)

第3条 本法人は、本法人定款第38条に基づき、運営委員会（以下「委員会」という）を設け、委員会において本細則第2条に係る事項を審議する。

### (委員会の業務)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するために、本法人会長（以下「会長」という）の指示のもとに、次の業務を行う。

- (1) 本法人定款第7条、第12条、第13条、及び第14条に定める会員の入退会に関する審議
- (2) 本法人定款第7条第2項に定める会員の種類の変更に関する審議
- (3) 本法人定款第3章に定める役員の人選に関する審議
- (4) 各委員会の委員の人選に関する審議
- (5) 緊急対応が必要な案件の審議
- (6) その他、会長が必要と認める業務

### (委員の構成)

第5条 委員会は、会長、副会長によって構成する。

### (細則の改定)

第6条 本細則の改定は、本会理事会において出席理事の過半数の議決によって承認を得る。

### 附則

1. 本細則は、平成31年3月4日より施行する。